

區西品川五丁目九六七番地所在、日本鑛工會館ニ於テ支部總
會ヲ兼テ從業員大會ヲ開催、別記(一)十一項目ニ亙ル待遇改善
ニ關スル嘆願書ヲ會社ニ提出スルコトヲ決議セリ

(2) 翌二十九日支部長石崎保次以下八名、代表ハ工場長安藤貞
之助ヲ訪問、前記嘆願書ヲ提出セルニ安藤工場長ハ

會社ハ從業員ノ待遇ニ關シテハ常ニ考慮シツツアリテ本嘆
願ノ項目ニ就テモ考慮シツツアル問題ナリ、殊ニ會社ハ工
場全員ヲ一丸トスル協調團體ヲ組織スル意図ヲ有スルヲ以
テ之カ組織ヲ俟ツテ交渉スレハ、本嘆願ノ内容、如キモ容
易ニ容認セザルモノト思フ、故ニ本嘆願書ノ提出ハ一應
取止メテハ如何也

ト諭シタル為メ、代表ハ再考ヲ約シ合嘆願書ハ工場長ノ手許
ニ保留スルコトトナリ會見ヲ了ス

(3) 從業員側ニ在リテハ其ノ後組合本部ト協議ノ結果、飽ク迄

初志ヲ貫徹スルコトニ決シ客月三十一日石崎支部長ヨリ工
場長ニ對シ罷ニ保留ノ嘆願書ヲ社長ニ提出取次方ヲ要求シ
タル為メ、工場長ハ今日中ニ技師長、山岸靖一ニ合嘆願書
ヲ取次タリ

(4) 山岸技師長ハ本日二日夜 從業員代表、石崎支部長以下八
名ヲ招致シ

現在會社ノ待遇ハ他ノ軍需品工場ニ比シ優ルトモ、決
シテ劣ラサルノミナラス、常ニ從業員ノ待遇ニ關シテ
ハ考慮シツツアル如ナリ、然ルニ第三者ノ助力(總同
盟ヲ指ス)ヲ得テ書面ヲ以テ待遇改善ヲ要求スルカ如キ
ハ不穩當ナリ、

故ニ自發的ニ嘆願書ヲ撤回シテハ如何也
ト述べ、嘆願事項ノ容認ヲ拒絶セリ

(5) 從業員側ニ在リテハ本日五日後六時ヨリ品川區西品川四